

白老町自衛隊協力会連合会会則

(名 称)

第 1 条 本会は白老町自衛隊協力会連合会と称し、事務所は会長が指定するところに置く。

(会 員)

第 2 条 本会の会員は、白老町内において本会の趣旨に賛同し、その事業に協力する会員及び事業団をもって組織する。

会 員 一般会員 団体会員

(目 的)

第 3 条 本会は防衛思想の普及、自衛隊員の激励及び後援等に務め、もって自衛隊の健全な育成発展に協力することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 懇談、見学等を実施、防衛に関する認識を高揚すること。
- (2) 自衛隊の各種活動に協力すること。
- (3) 隊員の福祉、厚生に関すること。
- (4) 会員相互の親睦を図ること。
- (5) 関連諸団体との提携に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成のための必要な事業

(役 員)

第 5 条 本会は次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	5 名以内
理 事	各支部及び地区3名以内
監 事	2 名

(役員の選出方法)

第 6 条 役員を選出は、次により行う。

- (1) 会長、副会長及び監事は、総会において選出する。
- (2) 理事は、各支部及び地域の推薦により会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第 7 条 本会の役員は、次の仕事を行うものとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、会長の命を受け会務を掌理し、本会決議の実行にあたる。
- (4) 監事は、必要に応じ会議に出席し、本会の会計及び、会務の執行状況を監査する。

(専門部会)

第 8 条 会長は、必要に応じて専門部会を設けることができる。

(役員の仕事)

第 9 条 本会の役員の仕事は、2 年とする。ただし、再任を防げない。

- 2 役員の仕事満了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 3 欠員により、補選された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第 10 条 本会に顧問及び相談役を若干置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、本会の目的達成に必要な事項について会長の諮問に応じる。

(会 議)

第 11 条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 役員会、総会の議長は会長が務める。
- 3 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 4 定期総会は、毎年5月に会長がこれを招集し、事業及び会計報告をなし、事業計画及び年度予算の承認のほかに重要事項の審議を行う。
- 5 臨時総会は、必要に応じ会長が招集する。
- 6 役員会は、必要に応じ会長がこれを招集し、必要事項を審議する。

(議 決)

第 12 条 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを行う。

(事業年度)

第 13 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

(収 入)

第 14 条 本会の経費は、会費及び寄附金その他の収入をもってあてる。

(会 費)

第 15 条 本会の会費は、次によるものとし、毎年4月に徴収する。ただし、加入金額の会費は入会と同時に徴収する。

附 則

この会則は、昭和53年 9月 6日から実施する。

この会則は、昭和62年 6月12日から実施する。